

# 総務部

## 総務企画委員会

### 【議案関係資料】

(3月7日追加提案分)

3月7日提出

## 令和6年第1回定例会（2月議会）予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和6年3月7日  
総務部

### 【予算関係】

|           |                                    |       |
|-----------|------------------------------------|-------|
| 財 政 課     | 令和5年度2月補正予算（令和6年3月7日追加提案分）に関する説明資料 | ・ ・ 3 |
| 総 合 防 災 課 | 災害り災者に対する見舞金について                   | ・ ・ 6 |
| 総 合 防 災 課 | 災害援護資金貸付金について                      | ・ ・ 7 |

### 【議案関係】

|       |   |        |
|-------|---|--------|
| 人 事 課 | 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について<br>（議案第116号） | ・ ・ 9  |
| 税 務 課 | 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第117号）             | ・ ・ 12 |

令和 5 年 度 2 月 補 正 予 算  
（令和 6 年 3 月 7 日追加提案分）に関する説明資料

（ 議 案 第 1 1 4 号 ）

令和5年度2月補正予算（令和6年3月7日追加提案分） 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

| 区 分           | 増 減 額     | 増 額 内 訳                             | 減 額 内 訳  |
|---------------|-----------|-------------------------------------|--|
| 1 県 税         |           |                                     |  |
| 2 地方消費税清算金    |           |                                     |  |
| 3 地方譲与税       |           |                                     |  |
| 4 地方特例交付金     |           |                                     |  |
| 5 地方交付税       |           |                                     |  |
| 6 交通安全対策特別交付金 |           |                                     |  |
| 7 分担金及び負担金    |           |                                     |  |
| 8 使用料及び手数料    |           |                                     |  |
| 9 国庫支出金       | 369,773   | 査定設計委託費等補助金 369,773 ( 0 → 369,773 ) |  |
| 10 財産収入       |           |                                     |  |
| 11 寄附金        |           |                                     |  |
| 12 繰入金        | △ 786,418 |                                     | 財政調整基金繰入金 △ 732,562 ( 5,043,250 → 4,310,688 )<br>農地中間管理事業等推進基金繰入金 △ 53,856 ( 640,563 → 586,707 ) |
| 13 繰越金        |           |                                     |  |
| 14 諸収入        |           |                                     |  |
| 15 県 債        | △ 203,300 |                                     | 現年発生土木災害復旧事業費 △ 177,800 ( 4,298,500 → 4,120,700 )<br>災害援護資金 △ 25,500 ( 75,100 → 49,600 )         |
| 合 計           | △ 619,945 | 643,426,564 → 642,806,619           |  |

令和5年度2月補正予算（令和6年3月7日追加提案分） 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

| 区 分           | 増 減 額     | 増 額 内 訳                   | 減 額 内 訳  |
|---------------|-----------|---------------------------|--|
| 1 議 会 費       |           |                           |  |
| 2 総 務 費       |           |                           |  |
| 3 民 生 費       | △ 460,908 |                           | 災害救助対策費 △ 460,908 ( 2,274,710 → 1,813,802 )  |
| 4 衛 生 費       |           |                           |  |
| 5 労 働 費       |           |                           |  |
| 6 農 林 水 産 業 費 | △ 159,037 |                           | 土地改良区体制強化事業 △ 105,181 ( 317,293 → 212,112 )<br>農地中間管理総合対策事業 △ 53,856 ( 798,538 → 744,682 ) |
| 7 商 工 費       |           |                           |  |
| 8 土 木 費       |           |                           |  |
| 9 警 察 費       |           |                           |  |
| 10 教 育 費      |           |                           |  |
| 11 災 害 復 旧 費  |           |                           |  |
| 12 公 債 費      |           |                           |  |
| 13 諸 支 出 金    |           |                           |  |
| 14 予 備 費      |           |                           |  |
| 合 計           | △ 619,945 | 643,426,564 → 642,806,619 |  |

## 災害り災者に対する見舞金について

総合防災課

### 1 補正理由

令和5年7月の大雨等により被害を受けた世帯に対する災害り災者見舞金について、給付実績見込みにより減額する。

### 2 補正額

△422,608千円 (⊖△422,608千円)  
 (内訳) 報償費 △422,608千円

(単位：千円)

| 予算額<br>(7月補正後)<br>(①) | 執行済額<br>(2.21現在)<br>(②) | 今後執行<br>見込額<br>(③) | 決算見込額<br>(④=②+③) | 2月補正額<br>(①-④) |
|-----------------------|-------------------------|--------------------|------------------|----------------|
| 1,152,268             | 697,860                 | 31,800             | 729,660          | △422,608       |

### 【参考】見舞金の給付実績 (令和6年2月21日現在)

(件数単位：世帯、金額単位：千円)

| 区 分      | 死亡  | 全壊    |     | 半壊・床上浸水 |        | 合計      |
|----------|-----|-------|-----|---------|--------|---------|
|          |     | 自家    | 借家  | 自家      | 借家     |         |
| 1世帯当たり金額 | 600 | 600   | 200 | 200     | 60     | —       |
| 給付件数     | 1   | 10    | 1   | 3,248   | 691    | 3,951   |
| 給付金額     | 600 | 6,000 | 200 | 649,600 | 41,460 | 697,860 |

## 災害援護資金貸付金について

総合防災課

### 1 補正理由

令和5年7月の大雨により被害を受けた世帯主に対する「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金貸付金の原資について、貸付実績により減額する。

### 2 補正額

△38,300千円 (償△25,500千円 ⊖△12,800千円)  
 (内訳) 貸付金 △38,300千円

(単位：千円)

| 予算額<br>(12月補正後)<br>(①) | 決算見込額<br>(12.31まで申請分)<br>(②) | 2月補正額<br>(①－②) |
|------------------------|------------------------------|----------------|
| 112,700                | 74,400                       | △38,300        |

※貸付割合：国2／3、県1／3 (無利子)

※令和6年1月以降の貸付申請分については、令和6年度当初予算で対応。

### 【参考】貸付実績 (令和5年分)

(単位：千円)

| 区 分 | 住宅全壊<br>(①) | 住宅半壊<br>(②) | 家財損害<br>(③) | 合計<br>(①＋②＋③) |
|-----|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 件 数 | 1           | 43          | 4           | 48            |
| 金 額 | 2,500       | 66,500      | 5,400       | 74,400        |

※貸付先：秋田市

## 【参考】 制度概要

|         |   |
|---------|---|
| 対 象 災 害 | 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が<br>1以上ある災害（当該都道府県適用） |
| 実 施 主 体 | 市町村（条例により実施）                                  |
| 所 得 制 限 | あり（世帯人数によって異なる）                               |
| 償 還 期 間 | 10年（据置期間3年）                                   |
| 利 率     | 年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）                      |

○貸付限度額(単位：千円)

- ①家財の1/3の損害 1,500
- ②住居の半壊 1,700 (3,500)
- ③住居の全壊 2,500 (3,500)

※被災した住居を建て直す際、残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合は括弧内の額



「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第116号）

人事課

1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、在宅勤務等手当を新設する必要がある。

2 改正内容

(1) 在宅勤務等に伴う光熱水費等の負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設し、人事委員会規則で定める期間以上、1か月当たり平均10日を超えて住居その他の場所において勤務する職員に月額3千円を支給する。

(2) その他所要の規定の整備等を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(給与)</p> <p>第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の二及び第二十三条の六において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める額（第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）その他の職員）支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> | <p>(給与)</p> <p>第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の二及び第二十三条の六において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める額（短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）その他の職員で、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>三 略</p> <p>3 7 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</p> <p>2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十九条の二 勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 在宅勤務等手当</p> <p>五 八 略</p> | <p>三 略</p> <p>3 7 略</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十九条の二 勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 七 略</p> |
|--|---|

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正（附則第二項による改正）</p> <p>(時間外勤務手当及び休日勤務手当)</p> <p>第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に</p> | <p>(時間外勤務手当及び休日勤務手当)</p> <p>第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に</p> |

関する条例第十九条の二第六号中「特地勤務手当」とあるのは、  
「市町村立学校職員給与等に関する条例第十七条の二第一項に  
規定するへき地手当」とする。

関する条例第十九条の二第五号中「特地勤務手当」とあるのは、  
「市町村立学校職員給与等に関する条例第十七条の二第一項に  
規定するへき地手当」とする。

## 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第117号）

税務課

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除を実施する等の必要がある。

### 2 主な改正内容

#### (1) 個人の県民税の定額減税（附則第4条の6、第4条の7関係）

##### ア 制度の概要

合計所得金額が1,805万円以下の納税者に限り、令和6年度分の個人の県民税の所得割額と個人の市町村民税の所得割額の合計額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。

##### イ 県民税の所得割額からの減税額

県民税からの減税額は次の計算式により算出した額とし、残りの額は個人の市町村民税から減税される。

$$(1 \text{ 万円} \times \text{人数}) \times \frac{\text{所得割額 (県)}}{\text{所得割額 (県)} + \text{所得割額 (市町村)}}$$

#### (2) 令和6年能登半島地震災害により被災した者に対する雑損控除の特例（附則第3条の4関係）

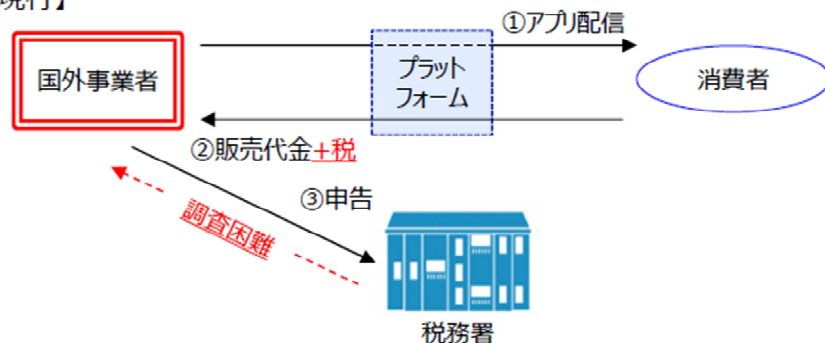
能登半島地震災害による資産の損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度分の個人の県民税の雑損控除額の特例を適用することができることとする。

### (3) 特定プラットフォーム事業者に対する課税（第62条の2の3関係）

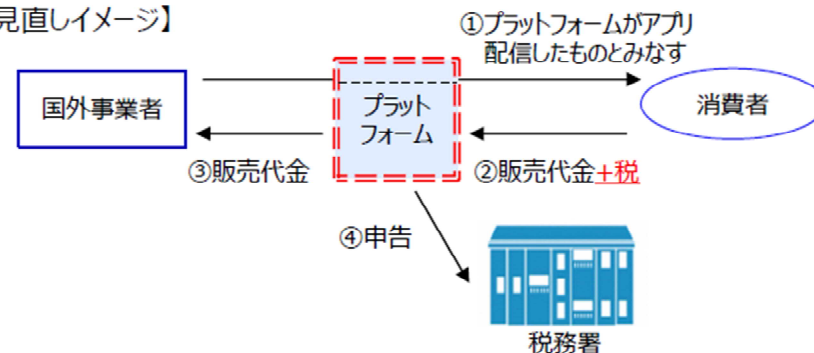
国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスの提供について、国外事業者の取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象に、当該プラットフォーム事業者に地方消費税の納税義務を課することとする。

#### <イメージ> アプリストアを通じてオンラインゲームを配信

【現行】



【見直しイメージ】



### (4) 特例措置の期限延長

特例措置のうち令和6年3月31日で期限を迎えるものについて、法と同様に期限の延長を行うこととする。

### (5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 3 施行期日等

(1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)については、公布の日から施行する。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(徴収金の納付又は納入の場所)</p> <p>第九条 徴収金は、法又はこの条例で特別の定めをする場合を除き、指定金融機関（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第三項及び第四項に規定する金融機関を含む。第三十九条において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定によりその収納に関する事務の委託を受けた者に納付し、又は納入しなければならない。ただし、知事が必要と認める場合には、出納員又は現金取扱員に納付し、又は納入することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第三十条 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第二項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>6 5 8 略</p> <p>(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)</p> <p>第六十二条の二三 消費税法第二条第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（法第七十二条の八十の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。）が消費税法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>第三條の四 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第一項に規定する特例損失金額がある場合には、同項に規定する損失対象金額（以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額として、第三十四条の規定を適用することができる。この場合において、同条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p> | <p>(徴収金の納付場所又は納入場所)</p> <p>第九条 徴収金は、法又はこの条例で特別の定めをする場合を除き、指定金融機関（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第三項及び第四項に規定する金融機関を含む。以下 同 じ。）又は同令第五十八条の二第二項の規定によりその収納の事務の委託を受けた者に納付し、又は納入しなければならない。ただし、知事が必要と認める場合には、出納員又は現金取扱員に納付し、又は納入することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第三十条 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第二項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>6 5 8 略</p> <p>附 則</p> |

2 前項前段の場合において、第三十四条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち法令第四項の規定に規定する親族の有する法附則第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第四条の六 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十五条から第三十六条の四まで、附則第二条第一項、附則第四条第一項、附則第四条の二の二第一項、附則第四条の三及び附則第六条第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等（法附則第五条の八第二項に規定する控除対象配偶者等）をいう。以下この項において同じ。）

を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十五条から第三十六条の四まで、附則第二条第一項、附則第四条第一項、附則第四条の二の二第一項、附則第四条の三及び附則第六条第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 法附則第五条の八第二項第二号に掲げる額

3 前二項の規定の適用がある場合における第三十六条の二第二項及び附則第四条の三の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第四条の六第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第四条の七 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（法附則第五条の十二第一項に規定する同一生計配偶者を有するものに限る。）の第三十五条から第三十六条の四まで、附則第二条第一項、附則第四条第一項、附則第四条の二の二第一項、附則第四条の三及び附則第六条第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に

掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には、一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に「円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が「円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額」とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。）とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十五条から第三十六条の四まで、附則第二条第一項、附則第四条第一項、附則第四条の二の二第一項、附則第四条の三及び附則第六条第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 法附則第五条の十二第二項第二号に掲げる額

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第五条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の四、附則第二条第一項、附則第四条の六第二項及び前条第二項の規定の適用については、第三十六条の四中「第三十五条から前条まで」とあるのは「第三十五条から前条まで及び附則第五条第二項」と、附則第二条第一項第二号中「及び附則第四条の三」とあるのは「附則第四条の三及び附則第五条第二項」と、附則第四条の六第二項第一号中「及び」とあるのは「附則第五条第二項及び」と、前条第二項第一号中「及び」とあるのは「次条第二項及び」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第七条 略

2 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第五条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の四及び附則第二条第一項の規定の適用については、第三十六条の四中「第三十五条から前条まで」とあるのは「第三十五条から前条まで及び附則第五条第二項」と、附則第二条第一項第二号中「及び附則第四条の三」とあるのは「附則第四条の三及び附則第五条第二項」とする

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第七条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一 略

二 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項中「法附則第三十三条の二第三項第四号の規定により読み替えて適用される法附則第五条第一項」と、「同項各号」とあるのは「同号の規定により読み替えて適用される同項各号」と、同項、附則第四条の二第二項及び附則第四条の二の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 附則第四条の六及び附則第四条の七の規定の適用については、附則第四条の六第一項及び附則第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の六第二項第一号及び附則第四条の七第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる

一 略

二 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項中「法附則第五号第一項」とあるのは「法附則第三十三条の二第三項第四号の規定により読み替えて適用される法附則第五号第一項」と、「同項各号」とあるのは「同号の規定により読み替えて適用される同項各号」とする。



(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)  
第八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得について、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として令附則第十六条の三第一項の規定により計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 略  
3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略  
三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)  
第八条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得について、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として令附則第十六条の三第一項の規定により計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

2 略  
3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略  
三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

五 附則第四条の六及び附則第四条の七の規定の適用については、附則第四条の六第一項及び附則第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の六第二項第一号及び附則第四条の七第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第九条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合）には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十一条第一項におい

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による所得割の額」とする。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第九条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合）には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十一条第一項におい

て「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

2 略

一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

て「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

2 略

一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

五 附則第四条の六及び附則第四条の七の規定の適用については、附則第四条の六第一項及び附則第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の六第二項第一号及び附則第四条の七第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十二条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の三・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2・3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第九条第一項の規定による 所得割の額」とする。

第十二条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の三・六に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2・3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び附則第十二条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

五 附則第四条の六及び附則第四条の七の規定の適用については、附則第四条の六第一項及び附則第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の六第二項第一号及び附則第四条の七第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

の所得割の額の合計額」とする。

第十二条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項の規定により計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課す。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 2 略  
第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略  
三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の

一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び附則第十二条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額」とする。

第十二条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条第一項の規定により計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する所得割を課す。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 2 略  
第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略  
三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第

額及び附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

五 附則第四条の六及び附則第四条の七の規定の適用については、附則第四条の六第一項及び附則第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の六第二項第一号及び附則第四条の七第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

#### （先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

第十二条の四 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得又は雑所得については、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十

一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額」とする。

#### （先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

第十二条の四 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得又は雑所得については、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十

八条の七第一項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

#### 一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十六条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額

八条の七第一項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

#### 一・二 略

三 第三十六条から第三十六条の四まで、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項、附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の三の規定の適用については、第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第三十六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額」と、第三十六条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第二項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条第一項、附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額の合計額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額

並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

五 附則第四条の六及び附則第四条の七の規定の適用については、附則第四条の六第一項及び附則第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の六第二項及び附則第四条の七第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十八第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは、「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは、「三年（令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四

並びに附則第十二条の四第一項の規定による 所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による 所得割の額」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十八第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは、「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは、「三年（令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四

年）以内、前条第二項第一号」とする。

第十五条 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

（不動産取得税の減額に係る宅地評価土地の価格の特例）

第十六条の二 略

2 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第七十六条の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され、又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、総合県税事務所長が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により決定した価格）中に法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第七十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十五条 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受け

年）以内、前条第二項第一号」とする。

第十五条 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

（不動産取得税の減額に係る宅地評価土地の価格の特例）

第十六条の二 略

2 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、第七十六条の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され、又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、総合県税事務所長が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により決定した価格）中に法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第七十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十五条 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受け

|  |  |
|--|--|
| <p>る者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第九十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> | <p>る者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第九十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> |
|--|--|

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正（附則第四項による改正）

|   |   |
|---|---|
| <p>新</p>  | <p>旧</p>  |
| <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成十八年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がない</p> | <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がない</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>5 略</p> <p>ものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。</p> | <p>5 略</p> <p>ものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。</p> |
|--|--|

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（附則第五項による改正）

|  |  |
|--|--|
| <p>新</p>   | <p>旧</p>   |
| <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 令和九年三月三十一日までの間に第三条第二項に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>5・6 略</p> | <p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 令和六年三月三十一日までの間に第三条第二項に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>5・6 略</p> |